

平成24年 3月 7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3番	鈴木みどり	4番	那須英二
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総務部長兼 十四山支所長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
会計管理者兼 会計課長	村上勝美	教 育 部 長	山田英夫
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義
民生部次長兼 健康推進課長	渡辺安彦	開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳
開発部次長兼 土木課長	三輪真士	教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭
監査委員 事務局長	服部正治	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	伊藤久幸	税 務 課 長	伊藤好彦
収 納 課 長	服部誠	市 民 課 長	加藤恵美子
環 境 課 長	伊藤邦夫	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	佐野隆
児 童 課 長	鯖戸善弘	農 政 課 長	半田安利

都市計画課長	竹川 彰	下水道課長	橋村 正則
生涯学習課長	八木 春美	十四山スポーツ センター館長	花井 明弘
図書館長	奥田 和彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若山 孝司	書記	横山 和久
書記	岩田 繁樹		

6. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第5 | 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第5号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第8号 新市基本計画の変更について |
| 日程第12 | 議案第9号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第17 | 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について |

- 日程第21 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 市道の廃止について
- 日程第24 議案第21号 市道の認定について
- 日程第25 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第26 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第31 発議第2号 学校建設特別委員会の設置について
- 日程第32 発議第3号 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について

~~~~~

午前10時03分 開会

議長（佐藤高清君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより本日の撮影、放映と、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成24年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を、本日から23日までの17日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から23日までの17日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成24年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 平成24年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第2号 平成24年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第3号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成24年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 7 号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

議長（佐藤高清君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第10、議案第 7 号まで、以上の 7 件を一括議題とします。

服部市長に平成24年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成24年度予算編成に伴います市政運営に対する基本方針並びに予算の大綱について説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成24年第 1 回弥富市議会定例会の開催に当たり提案いたしました議案などの説明に先立ちまして、平成24年度予算編成方針並びに市政運営の基本方針と主要事業の大綱について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、市長就任から 2 期目の 1 年が経過した中で、いま一度原点に立ち返り、みずからを見詰め直し、今後も誠心誠意、全力で市政運営に取り組んでまいり所存であります。

さて、社会は急速な少子・超高齢化の進行、社会・経済のグローバル化、エネルギー環境問題の顕在化など、市民生活を取り巻く状況は急激な変化が続いております。景気についても、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあり、先行きについても円高の長期化、アメリカ経済の行方や欧州の財政問題など、景気の下振れリスクが多く存在する中にデフレが進行し、景気回復の兆しはなかなか見えてこない現状であります。

一方、地方分権の進展とともに、現在、国で進められている社会保障と税の一体改革や補助金の一括交付金化なども、その動向によっては行財政運営に大きな影響が出る可能性があります。それらの動向や状況を注視するとともに、将来の負担や経費等の増加に備え、これまで以上にみずからの責任と判断に基づく、真に行政として対応しなければならない政策、課題等に重点的に対応した効率的な行政経営が求められているところでございます。

このような中、第 1 次弥富市総合計画の将来像、「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」のもと、六つの政策目標、一つ、「快適で安全・安心なやとみ」、一つ、「定住と交流、活力を生むやとみ」、一つ、「健やかでやさしいやとみ」、一つ、「人が輝き文化が薫るやとみ」、一つ、「豊かで活力に満ちたやとみ」、一つ、「共につくる自立したやとみ」を定め、着実にまちづくりを進めてまいります。本年度も引き続き目標の達成に向け全力を尽くし、限られた財源を最大限に有効活用してまいります。

本定例会において御審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成24年度の予算案

の編成方針について御説明申し上げ、あわせて市政運営に関する基本的な考えを申し述べさせていただきます。

それでは、平成24年度予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第1号平成24年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を151億7,000万円、前年度対比1.7%の増、前年を2億5,000万円上回る予算規模となり、第1次総合計画に基づき着実な進展を図るため、各分野に予算を配分いたしました。

歳入の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

市税収入につきましては、主に3年に1度の評価がえなどの影響で固定資産税が大きく落ち込み、前年度対比6.3%の減、予算額として2億6,000万円減を見込んでいます。市税全体で前年度対比1.6%減の71億7,929万円を見込んでいまして、歳入全体の47.3%を占めています。ほかに、地方消費税交付金4億6,000万円、地方交付税7億9,000万円、国県支出金25億9,367万1,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財源調整基金5億729万1,000円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債7億5,700万円を初めとして、15億6,560万円を措置いたしました。

歳出の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、庁舎建設基本設計業務委託料、地域公共交通活性化協議会負担金など14億7,815万1,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、新白鳥保育所造成工事費や子ども医療費の助成、子ども手当など少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため、66億935万円を計上し、一般会計予算の43.6%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、19億712万4,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、栄南地区集会所建設工事費や消防施設整備への助成、海部地方消防指令センター負担金など災害に強いまちづくりを進めるため、9億3,449万6,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、前年度からの継続事業の(仮称)第2桜小学校建設工事費など教育環境の充実を図るため、24億4,283万4,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第2号平成24年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものであります。1,033万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比9.4%増の41億9,000万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成24年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比8.3%増の3億6,695万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成24年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、介護事業勘定23億2,760万円、サービス事業勘定1,063万円を合わせ、前年対比13.4%増の23億3,823万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管渠布設工事費、処理施設工事費及び設計業務委託費など、前年度対比35.5%増の8億2,500万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比5.8%減の9億9,900万円を計上いたしました。

申し述べました六つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比10.3%増の87億2,951万円を計上するものであります。

以上が、平成24年度一般会計予算及び6特別会計予算の概要でございます。

景気の回復がおくれる中、国・地方ともに財政状況は大変厳しい状況であります。社会情勢の変化などを見きわめながら行政経費の削減とあわせ、税収入の確保、受益者負担の適正化など財源の確保にも努め、限られた財源の中で創意と工夫を凝らし、各種施策を推進してまいります。何とぞ御理解賜りたいと存じます。

それでは、市政運営に関する基本方針について、政策目標ごとに御説明申し上げます。

初めに、「快適で安全・安心なまちづくり」への取り組みでございます。

昨年は、3月11日に発生した東日本大震災を初め、8月、9月の台風など、日本各地で大規模な自然災害による被害が多く発生した年でありました。これまでの防災対策に加え、災害時の被害を最小化する減災の考え方に立ち、「自らの生命・財産は自らが守る。自分たちのまちは自分たちで守る」を基本として、引き続き自主防災組織をすべての自治会に設置していただけるよう支援を続けてまいります。また、災害に対する正確な知識を持つこと、防災、減災のためには重要なことですので、防災講演会の開催やまちづくり出前講座等を通じて啓発活動を行ってまいります。

防災施設につきましては、栄南地区に防災機能を持った集会場を建築し、津波・高潮についても対応できる施設整備を進めてまいります。また、津波・高潮緊急時避難場所の指定についても、多くの場所が確保できるよう引き続き努力してまいります。

次に、防犯・交通安全の取り組みについて申し上げます。

「地域の安全は自分たちで守ろう」を合い言葉に、現在八つの自主防犯団体が結成され、

うち6団体は、青色防犯パトロール隊として自発的な防犯活動を精力的に行っていただいております。全地域で結成されるよう、今後もお願いをしております。

また、街頭犯罪の未然防止を図るための防犯灯については、平成24年度より新設及び器具の全面取りかえをするものから、順次LED化を図ってまいります。

子供たちの安全対策につきましては、「こども110番の家」の協力家庭の充実を図るとともに、市民の学校安全ボランティアへの参加などの協力をいただきながら、警察とともに地域の安全確保に向けた取り組みを一層進めてまいります。

昨年は、当市において交通事故で2名の方がお亡くなりになりました。交通事故の根絶には、幼児のころより交通安全教育が重要であります。このために、保育所や学校に対する交通安全教室を開催してまいります。

また、道路利用の安全対策として、平成24年度は六條鮫ヶ地線、中央幹線道路の歩道整備事業を行い、歩行者、自転車利用者の安全対策を集中的に図ってまいります。

次に、下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道整備につきましては、現在、国道1号線南側の整備を実施しており、供用開始区域も平成24年度に前ヶ須地区の一部の供用を予定しております。また、さらなる整備推進を図るべき、弥富市北部の市街化区域を中心に事業認可区域の拡大を計画しております。今後とも供用開始区域の普及促進を図り、公共下水道の管渠の整備を計画的に実施し、新たな事業区域の拡大に取り組んでまいります。

また、農業集落排水事業につきましても、早期の供用開始に向け、引き続き管渠の整備並びに処理場建設工事を推進するとともに、各処理場の施設管理についても、さらに効率的で健全な運営に努めてまいります。

環境への取り組みについて申し上げます。

地球温暖化という環境問題は、私たちの生活基盤にかかわる極めて重要な問題であります。次の世代に豊かな自然環境を継承していくには、CO<sub>2</sub>削減の取り組みは世界的な喫緊の課題であります。

本市では、温室効果ガスの排出を積極的に抑制するため、新たな公共施設建設時に太陽光発電の導入を進めるとともに、住宅用太陽光発電システムの導入支援などによる新エネルギー・省エネルギーの推進により、地球温暖化防止に努めます。

ごみの減量化、資源化につきましては、家庭用の生ごみ処理機、生ごみ処理槽の設置及び自治会などによる資源ごみの集団回収に対して支援するとともに、レジ袋削減に取り組むレジ袋削減協力店を募り、市民、小売業者及び行政が協働してごみ減量とリサイクルの取り組みを推進します。また、ごみの不法投棄対策として、監視カメラによる監視を行うなど、不法投棄を許さないまちづくりを推進します。



次に、「定住と交流、活力を生むまちづくり」についてであります。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

広域幹線道路から県道、市道に至る道路ネットワークの整備促進は、極めて重要な課題であります。

本市の新たな活力醸成の核となる港湾地域の整備と連携した都市計画道路名古屋第3環状線や鍋田ふ頭進入道路、中央幹線道路の整備を関係機関と協力して進めてまいります。市街地の骨格となる都市計画道路穂波通線、向陽通線は、市街地内の交通量の緩和、良好な市街地環境の形成に向け重要であり、整備を進めてまいります。また、本市の東西を結ぶ日光大橋西線、主要地方道名古屋十四山線は、便利で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、市民の交流を促進するものであり、地域全体の均衡ある発展のため、今後も整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。

そのほか、橋梁など道路施設の老朽化が進んでおり、道路の維持管理などに的確に対処し、安全で安心なまちづくりのために生活道路の整備や維持管理を計画的に進めてまいります。

交通拠点の取り組みについて申し上げます。

弥富駅周辺に次ぐ、まちの第2の交通拠点として、名古屋などの通勤客であります近鉄佐古木駅のパーク・アンド・ライド機能を充実させるため、駅前整備計画の策定を進めてまいります。

地域公共交通の取り組みについて申し上げます。

コミュニティバスの運行につきましては、市民生活の利便性の向上、交通不便地の解消、公共施設の利用促進などを主な目的として、平成22年6月から実証運行を開始し、平成23年4月には、市民の皆様の御意見や利用者アンケート調査、利用状況などを反映し、運行ルートや料金設定など変更してまいりましたが、大幅な利用者の増加は見られませんでした。今後もデマンド方式の導入の検討など、利便性の向上や利用者の増加を目指す取り組みを引き続き行ってまいります。やむなく減便を含む経費の削減も検討してまいります。

次に、「健やかでやさしいまちづくり」についてであります。

子育て支援の充実について申し上げます。

子育て支援につきましては、平成26年度を目標としております「弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画」に基づき、次代の社会を担う子供たちが心身ともに健やかに育ち、子供を生み育てる者が真に喜びを感じることができる社会の実現に向け、多面的な子育て支援施策を推進してまいります。

経済的な支援としての医療費助成事業につきましては、中学3年生までの医療費完全無料化制度を継続するとともに、子育ては社会全体で支援するとの考え方から、国・県と連携して子ども手当を支給してまいります。

保育サービスの充実として新たな男性保育士を2名配置して、次世代に適応した保育運営をするとともに、白鳥保育所の改築事業に着手するため必要な用地を確保し、避難所機能を備えた保育所の計画をしております。

子育て支援のサービスといたしまして、ファミリーサポートセンター会員の募集を積極的に行い、地域での子育ての支え合いのネットワーク充実に努めます。

また、保育所における災害時の避難対応として、ライフジャケットや大型の乳母車の購入を進めてまいります。

高齢者支援の充実について申し上げます。

高齢者福祉・介護保険につきましては、高齢者一人一人ができる限り住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるように、新たに策定いたしました第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を基本とし、「老いても健康 介護になっても安心できる まちづくり」を目指してまいります。

ひとり暮らしのお年寄りを対象に、平成22年度より実施しました緊急医療情報キットに加え、外出中の緊急時に対応できる安全・安心カードを配付し、いつでも安心して日常生活を送ることができるよう努めてまいります。

配食サービスにつきましては、御希望される方に毎日御利用していただけるようしてまいります。

介護保険は、介護を国民皆で支え合う制度であり、介護が必要となった場合に適切なサービスが速やかに利用できることが前提となっております。介護保険料につきましては、ふえ続ける給付費に対応するため、保険料を値上げせざるを得ない状況になったことを御理解いただきますようお願いを申し上げます。

第1号被保険者の保険料につきましては、負担能力に応じて保険料段階とするため、所得階層を今までの第6段階から第12段階にふやし、低所得者の方に配慮した負担割合とさせていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。

要支援・要介護状態となる高齢者の急増が見込まれる中、重症化の予防を図るため地域包括支援センターを中心とした介護予防事業を推進してまいります。また、福祉センターを高齢者福祉の拠点として、福寿会やシルバー人材センターへの支援を通し、元気に社会参加できる環境づくりに努めてまいります。

健康づくり・医療体制の充実について申し上げます。

生涯健康のまちづくりを目指し、母子保健事業、成人保健事業の充実を図るため、引き続き女性特有の乳がん、子宮がん検診を実施するとともに、その他のがん検診につきましても、御希望の方全員が受けられる検診事業体制を整えてまいります。また、疾病の重篤性をがんがみ、高齢者を対象とする高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用に対し、新たな公費助成を行っ

てまいります。また、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種の公費助成につきましても引き続き実施し、健康増進に努めるとともに、弥富市ウォーキングマップにより、より身近で手軽な健康運動として「歩いて健康」を実施してまいります。

現在、深刻な社会問題となっております自殺への対応につきましては、地域や職場において自殺予防対策で活動していただける方を養成するとともに、関係機関との連携を図りながら自殺予防につながる対策を強化してまいります。

医療体制の充実といたしまして、基幹病院の海南病院は、本市の医療の安全・安心のセーフティネットの重要な役割を担っており、新しい診療棟建設に当たり、この地域全体で財政支援をしてまいります。

保険事業といたしましては、平成24年度が最終年度に当たる特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導の取り組みを積極的に行い、生活習慣病予防対策を進めるとともに受診率の向上を図ります。平成25年度から29年度の5年間を計画期間とする特定健康診査・特定保健指導実施計画を策定してまいります。

障害者支援の充実について申し上げます。

ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある方一人一人が尊厳を持って地域の中で自立した生活ができるよう、各種障害福祉サービスと利用者の状況に応じた地域生活支援事業の充実と努めるとともに、新たに策定いたしました障害者施策の基本となる弥富市障がい者計画・第3期弥富市障がい者福祉計画を基本に、障害者支援の充実を図ってまいります。障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害児支援の利用形態を一元化し、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業により、障害児支援の強化を図ってまいります。また、障害のある方や、その家族からの各種相談に応ずる相談支援事業所としての連携を強化するとともに、市役所窓口において専門の職員を配置し、精神障害の方などのさまざまな相談に応じ、情報提供や専門性を生かした援助を行うなど支援体制のより充実を図り、障害のある方が安心して暮らせるよう支援してまいります。

社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険制度は、被保険者が支え合う医療保険の柱として、人々の健康の維持、増進に大きな役割を果たしています。現在の状況は、農業者及び自営業者の割合が減少し、無職者、年金受給者の割合が増加しています。

財政状況は、高齢化や医療の高度化等により医療費が増加していることや、景気の低迷等により保険税収入の伸びが低く推移しており、平成23年度には税率の改正をさせていただき、加入者の皆様には御負担をお願いしておりますが、引き続き財政状況は厳しいものとなっております。平成24年度も特定健康診査及び特定保健指導を推進し、生活習慣病対策を強化するとともに、ジェネリック医薬品の推奨に努め、頻回・重複受診を抑制し、適正受診対策を

推進し、医療費の適正化に努めてまいります。

また、納税に関する広報啓発活動の納税困難者に対する納税相談を実施し、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。今後も、国民健康保険財政の健全化に向けて、より一層努力してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連携のもと一層の制度周知を図り、安定かつ健全な運営に努めてまいります。

国民年金制度につきましては、広報啓発活動や年金定期便、年金相談の充実を図ってまいります。また、インターネットによる「ねんきんネット」サービスを開始し、年金記録等の確認ができるようになります。

次に、「人が輝き文化が薫るまちづくり」についてであります。

学校教育、学校施設整備について申し上げます。

学校教育につきましては、教育基本法改正等を踏まえ、生きる力をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、弥富市学校教育基本方針に基づき、各小・中学校において特色ある学校教育の取り組みに対し、積極的に支援してまいります。

平成23年度からの小学校5年生、6年生の外国語必修化を踏まえ、英語を聞くこと、話すこと、読むこと、書くことができる児童・生徒を育成するため、ALT（外国人英語指導助手）を4名から5名に増員し、引き続き全小・中学校に配置してまいります。

学校教育における平和教育推進事業の一環として、平和のとうとさや命の大切さなど、平和と人権を尊重し、世界恒久平和の実現に向け実践的な態度を身につけていただくため、平成23年度に引き続き中学2年生を広島に派遣してまいります。

特別非常勤講師を継続して配置するとともに、特別支援教育支援員も増員配置し、授業における児童・生徒へのよりきめ細やかな対応をしてまいります。

学校施設整備につきましては、桜小学校の過大規模校の解消に向け、既に着工しております（仮称）第2桜小学校建設事業を計画どおり進め、平成25年4月の開校を目指してまいります。

校舎等の耐震化が完了いたしましたので、地震等の災害時におけるさらなる安全対策を講じるため、桜小学校の体育館の天井材落下防止事業の設計業務委託や、引き続き窓ガラスの飛散防止フィルム張りなど児童・生徒の安全対策を講じてまいります。また、中学校特別教室の扇風機の設置、児童用温水シャワーの設置、教職員用トイレの一部洋式化を実施し、よりよい学校環境整備に努めてまいります。

社会教育・生涯学習の取り組みについて申し上げます。

青少年の健全育成につきましては、近年における青少年の問題行動はますます広域化、低年齢化する傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にあります。私たちはこうした状況を深く認

識し、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を十分に果たす必要があると思います。そこで、青少年問題協議会において幼児教育、学校教育、社会教育一連の施策の調査審議と、その適切な実施のために関係行政機関相互の連絡調整に取り組んでまいります。

また、機会あるたびに弥富市民憲章の啓発に努めてまいります。

生涯学習につきましては、「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」をスローガンに、市民が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、さまざまな世代やニーズに対応した学習機会の充実に取り組んでまいります。

市民が主体的に学ぶことができる場として特色ある事業実施、各種講座、教室を充実し、また社会教育団体の育成、支援を行うことなどにより、利用者のさらなる増加を図り、引き続き市民主体の文化活動の推進に努めてまいります。

図書館につきましては、図書館サービスのニーズを踏まえた電算システムの更新を行い、事務の迅速化、効率化を進め、インターネットを活用したサービスの拡充に努めてまいりますとともに、他市町村の図書館との資料の相互貸し借りにより連携を深め、市民の方々が気軽に利用できるよう運営に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、市民の皆様がいつでも気軽にスポーツに親しんでいただけるよう、引き続き地域スポーツのより一層の推進を図り、いつまでも自分の好むスタイルでスポーツにかかわることができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

体育施設面では、市立武道場改修工事、市民プール配管塗装修繕工事を実施し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「豊かで活力に満ちたまちづくり」についてでございます。

企業誘致、産業の振興についての取り組みについて申し上げます。

企業を誘致し、産業を振興することは、雇用や税収の確保につながるものであり、本市の財政基盤をつくる上で大変重要なことであると考えております。港湾地域の発展に大きな期待をし、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇制度で立地企業を支援し、雇用の確保につなげてまいります。分譲予定がされている弥富ふ頭の第1貯木場埋立地に企業の進出が早期になされるよう、引き続き企業情報の受発信とその背後地の土地利用計画を念頭に置き、名古屋港管理組合との調整及び企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

この港湾地区につきましては、平成21年度から事業着手した鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バースが完成し、本年4月1日に初入港が予定されております。その鍋田ふ頭への進入道路の整備も進められております。この進入道路完成の暁には、埠頭のアクセスがさらに向上し、アジア貿易の拠点となる物流センターとなるものであります。さらに、この地区が国際戦略総合特区としての「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」として指定されました。これにより、新たな産業振興が期待されることから、その特区事業を推進するた

め、関係機関との協力を図ってまいります。

また、市内の中小企業への金融対策として、引き続き融資枠を確保するとともに、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、市内中小企業の経営維持、安定化に向けて支援をしてまいります。

観光資源の活用と地場産業の振興について申し上げます。

海南こどもの国、三ツ又池公園などの交流空間や文化財など、自然と歴史文化の魅力ある弥富を広く知ってもらえるよう情報発信に努めてまいります。

また、生産高日本一を誇る弥富金魚については、商品のブランド化はもちろんのこと、全国へのPR戦略も大変重要なことであると考えております。弥富のシンボル「弥富金魚」を機会あるごとにPRに努め、さらに全国に広めてまいりたいと思っております。

農業振興につきましては、農業者戸別所得補償制度が平成23年度から本格実施されております。この農業の再生と自給率向上を図ることを目的とした戸別所得補償制度に対し、農業者の方により理解を深めていただくよう関係機関とともに支援いたします。また、農地、農業用水等の保全管理や、老朽化が進む施設の長寿命化のための補修等の取り組みを行う集落に対して、国が補助する農地・水保全管理支払交付金事業を市としても支援してまいります。優良農地の保全と活用を図るため、引き続き地盤沈下対策事業や農道、排水路など農業生産基盤の整備を進めてまいります。

次に、「共につくる自立したまちづくり」について説明申し上げます。

将来にわたり住みよいまち弥富を維持していくために、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながらまちづくりに取り組み、自助自立型の市民協働のまちづくりを目指します。本年も市民活動の補助として地域づくり補助金制度を継続いたします。

市本庁舎整備の取り組みについて御説明申し上げます。

庁舎整備につきましては、「安心して安全に暮らせるまちづくり」を推進していく上でも、市庁舎は大変重要な要素であります。大規模地震などの災害発生時には、応急対策や復興の拠点となることは言うまでもなく、平常時においても市民生活を支える重要な施設であります。

現在の市庁舎は、耐震性や液状化に対する潜在的危険性を持っていることを加え、エレベーターやスロープなどバリアフリーへの対応不足などが指摘されるとともに、狭隘さもさらに顕在化し、市民サービスや事務効率の低下など多くの課題を抱えております。こうした課題への対応のため、庁舎改築等検討委員会を組織して進めてまいりました。基本構想が間もなくまとまりますので、平成24年度は新庁舎の基本設計、実施設計に着手してまいります。

組織体制と人事管理につきましては、新庁舎建設後を見据えた組織・機構の見直しを進めてまいります。また、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応してい

くために、引き続き組織体制の強化や定員管理の適正化、人事評価制度の構築などに取り組んでまいります。

行政改革推進の取り組みにつきましては、今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中においても、限りある財源を最大限有効活用し、多様化する行政ニーズに対応するとともに、市民の皆様によりよい行政サービスを提供していくため、行政改革の歩みをとめることなく、第2次行政改革大綱のもと効果的な行政運営の取り組みを進めます。

以上、市政に対する私の所信の一端と予算の大綱並びに施策の概要を申し述べさせていただきます。

市民に密着した第一線を担当する我々地方自治体は、市民の皆様への情報提供と説明責任、加えて、ともに歩む市民協働の姿勢を強く求められているものであります。今後も、就任以来一貫してまいりました基本姿勢、市民と行政の協働によるまちづくり、市民と情報を共有した公平で透明な行政の実現、予算の有効活用を掲げ、「市役所とは、市民のためにお役に立つところである」を旗印に、市の施策実現に向けてみずからその先頭に立ち、職員とともに全力で取り組んでまいります。

重ねて、市議会並びに市民の皆様への御支援、御協力をお願い申し上げ、本日上程いたしました予算案並びに各議案につきまして、慎重審議をいただきますよう、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開は10時50分とします。

~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11 議案第8号 新市基本計画の変更について

日程第12 議案第9号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について

日程第13 議案第10号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につ

いて

- 日程第14 議案第11号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第17 議案第14号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 市道の廃止について
- 日程第24 議案第21号 市道の認定について
- 日程第25 議案第22号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第26 議案第23号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第24号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第25号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第26号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第8号から日程第29、議案第26号まで、以上19件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、法定議決議案4件、条例関係議案10件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号新市基本計画の変更につきましては、新市基本計画の中に市役所本庁舎建設事業を追加する所要の計画を整備するため、市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項の規定により、新市基本計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市税条例第61条第1項の規定に定めた納期について、地方税法の負担水準の改正

が見込まれるため、平成24年度に限り第1期の納期を5月1日から同月31日までとする条例を制定するものであります。

次に、議案第10号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、社団法人弥富市シルバー人材センターが公益社団法人に、財団法人愛知県市町村振興協会が公益財団法人へ移行することに伴い、その名称を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、条例中の同法の引用条項の移動にかかわる規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、附則第5条が削除されることに伴い、制限の対象とされていた独立行政法人等についても、普通財産等の交換、譲渡、無償貸付及び無償譲渡等の対象とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、愛知郡長久手町が平成24年1月4日をもって市制施行されたことに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の名称及び組合議会も選挙区について規定を整備するため、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、スポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が制定されたことに伴い、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正及び議案第16号弥富市遺児手当支給条例の一部改正につきましては、児童福祉法の改正に伴い、条例中の同法の引用条項の移動にかかわる規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正につきましては、社会福祉法の改正に伴い、条例中の同法に規定する施設の位置づけを整理する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、第5期介護保険事業計画で見込まれる給付費を見込み額等に基づき保険料を改定することに伴い、所要の規定の整備をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化

に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定につきましては、地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律では、国の同意を受けた企業立地重点促進区域においては、工場立地法に規定される緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合について、市町村が地域の実情を踏まえ、条例により定めることができると規定しています。本市におきましても、この割合を緩和することにより、企業の積極的な設備投資や立地を促進し、市内経済の活性化と雇用機会の拡大を推進するため、適用する区域を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第20号市道の廃止につきましては、道路整備事業に伴い、関係路線を廃止するものであります。

次に、議案第21号市道の認定につきましては、道路整備、開発整備事業に伴い、路線の再編成により関係路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第22号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ8億3,463万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を144億1,086万3,000円とし、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税1億4,740万円、国からの公立学校施設整備費負担金1,864万円、県からの都市計画街路事業補助金1,750万円、地域公共交通活性化協議会負担収入2,970万円、農林水産業事業債2,550万円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして公共施設整備基金積立金1億3,716万7,000円、民生費におきましては国民健康保険特別会計への法定外繰入金3,000万円、農林水産業費におきまして県営湛水防除事業負担金557万円、県営地盤沈下対策事業負担金901万円、県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金594万円であります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正であります。

次に、議案第23号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入予算の不足に対処するため、そのほか一般会計繰入金3,000万円を増額計上し、そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正であります。

次に、議案第24号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第25号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第26号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整し、地方債の補正を計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

総務部長兼十四山支所長（伊藤敏之君） 議案第8号新市基本計画の変更について、御説明を申し上げます。

合併時に策定されました新市基本計画では、市役所本庁舎建設事業の記載がなく、建設事業費に合併推進債の活用ができないため、この項目を追加する所要の計画を整備することが必要となりました。つきましては、弥富市も新市基本計画を次のとおり変更するものでございます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

1. 第1章は、計画の期間の変更でありまして、計画の期間を1年延長し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度間とし、平成18年度から28年度までの11年とするものであります。

2. 第3章は、新しいまちづくりの基本方針の変更でありまして、計画の期間を1年延長したことに伴い、人口、世帯数及び産業別就業人口の推計値を「平成27年」から「平成28年」に置きかえるものであります。これにつきましては、2ページ、3ページのとおりとするものでございます。

3. 第4章は、まちづくりの施策・主要事業の変更でありまして、市役所本庁舎建設事業を位置づけるため、所要の改正を行うものであります。

4. 第7章は、財政計画の変更でありまして、決算が終了した平成22年度までは決算数値に、平成23年度以降は最新の財政計画の計画数値に置きかえるものでございます。これにつきましては、4ページのとおりとするものでございます。

次に、議案第9号平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず1枚はねていただきまして、改正の内容につきましては、平成24年度分の固定資産税に限り、第1期の納期を4月から5月に変更する納期の特例の制定であります。

現在、第180回通常国会が開催されまして、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案が提出され、審議が行われております。その中で、土地にかかわる固定資産税の負担調整措置について、平成24年度から住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で、平成26年度に廃止する法案でございます。

国会審議の状況では、成立するのは平成24年の3月末になることが予想されることから、平成24年度に限り、地方税法第362条第1項ただし書き及び弥富市税条例第61条第2項において、特別な事情がある場合においては、本来の固定資産税の納期を変更し、別に納期を定めることができる条文を適用することとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、公布の日から施行するも

のでございます。

次に、議案第10号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、第2条、職員の派遣について、社団法人弥富市シルバー人材センターが公益社団法人に、財団法人愛知県市町村振興協会が公益財団法人へ移行することに伴い、その名称を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第11号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、第10条の2、介護補償について、障害者自立支援法が改正され、障害福祉サービスを規定する第5条から、平成24年4月1日施行として、第8項、児童デイサービスが削除され、児童福祉法による福祉サービスへ移行することに伴い、条例中の同法の引用条項の移動に係る規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第12号弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、第2条から第7条までについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、附則第5条が削除されたことに伴いまして、制限の対象とされていた独立行政法人等についても普通財産の無償譲渡等の対象とするため、条例の一部を改正するものでありまして、「国」を「国等」に改め、対象となる独立行政法人等について定めたものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第13号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、平成24年1月4日に愛知郡長久手町が市制施行されたことに伴い、退職手当組合理約を変更するものでございます。第5条は、組合議会の議員の定数を

「13人」から「14人」に1人増とするものでございます。

別表第1は、退職手当組合を組織する構成団体の規定でありまして、「長久手町」を「長久手市」に、「尾張旭市長久手町衛生組合」を「尾張旭市長久手市衛生組合」に改めるものであります。

別表第2は、議員の選挙区ごとに定める定数と選挙区の組合市町村の規定でありまして、「長久手町」を「長久手市」に、「尾張旭市長久手町衛生組合」を「尾張旭市長久手市衛生組合」に改めるとともに、選挙区を1区に移すことに伴い、1区の定数を4人から5人に1人増と改めるものでございます。

附則といたしまして、愛知県知事の許可のあった日から施行し、変更後の別表第1の規定は、平成24年1月4日から適用するものであります。

変更後の別表第2の規定は、愛知県知事の許可のあった日以降、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、議案第14号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右の表の改正案をごらんください。

別表第2条関係、これは報酬の額のことでございますが、従来のスポーツ振興法が全面改正になりまして、スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行され、従来の「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に名称が改められたため、名称のみ改正するものでございます。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第15号弥富市児童クラブ施設条例の一部の改正について、説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

弥富市児童クラブ施設条例の根拠となる児童福祉法の条項が「第6条の2第2項」から「第6条の3第2項」に改正されるため、本条例を改正するものでございます。なお、この法律の内容は、放課後児童健全育成事業を定めたものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第16号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について、説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

弥富市遺児手当支給条例により、維持手当を支給しないことを定めた児童福祉法の条項が「第6条の3第1項」から「第6条の4第1項」に改正されたため、本条例を改正するものであります。この法律の内容は、里親を定めたものであります。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第17号弥富市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について、説明申し上げます。

弥富市心身障害者扶助料支給条例に定める扶助料支給要件について、社会福祉法、介護保険法、健康保険法等の一部を改正する法律の改正により、施設の位置づけが整理されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

法律の改正につきましては、障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所、入所の利用形態の別により一元化するために関係法令を改正するものでございます。

条例の内容といたしまして、扶助料支給の対象としない施設の規定の整備であり、これまでと同様に施設に入所される方は支給要件に該当せず、施設に通所される方は支給要件に該当するものでございます。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第18号弥富市介護保険条例の一部改正について、説明申し上げます。

5枚ほどはねていただきまして、条例のあらましをお願いいたします。

弥富市介護保険条例に定める保険料につきましては、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会により御承認いただきました介護保険料を本条例に規定するものでございます。

弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらまし。

平成24年度から平成26年度までの介護保険料の年額を改め、次のとおり6段階から12段階の多段階を設定することとした。

所得段階、第1段階、対象者、生活保護を受給している人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、負担割合0.4、年額保険料2万1,800円から、所得段階第12段階、本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人、負担割合2.1、年額保険料11万4,600円とするものでございます。

主な改正内容につきましては、第6段階の保険料基準額に対する負担割合の弾力化を図るとともに、パブリックコメントの御意見も参考といたしまして、第1段階、第2段階の負担割合を0.5倍から0.4倍に軽減いたしました。また、これまで設定していなかった負担割合を第9段階、1.75倍に、第10段階、1.9倍に、第11段階、2倍に、第12段階、2.1倍と新たに設定し、低所得者の方に対し配慮した保険料とさせていただくものです。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、議案第19号弥富市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、1ページをごらんください。

第1条の趣旨でございますが、この条例は、企業の新規工場等の進出及び既存工場等の拡張を促進するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、企業立地促進法第10条第1項の規定に基づき、工業立地法第4条第1項の規定による準則にかえて適用すべき準則を定め、工場等にかかわる緑地面積率、環境施設面積率の基準を緩和するため条例を制定するものでございます。

第3条では、この条例に適用する区域を企業立地重点促進区域、本市の区域に属するものに限り、この区域といたしましては、弥富ふ頭、楠一丁目から三丁目、鍋田ふ頭、富浜一丁目から五丁目でございます。これを定め、緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合をそれぞれ5%以上にするものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第20号市道の廃止について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしまして、道路整備事業により道路の起終点を変更するため、市道鍋田川1号ほか5路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第21号市道の認定について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしまして、道路整備事業における及び開発事業区域内の道路新設に伴い、市道鍋田川1号線ほか13路線の認定をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案19件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案19件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~

日程第30 発議第1号 議会広報編集特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） この際、日程第30、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。  
佐藤博議員。

15番（佐藤 博君） 議会広報編集特別委員会の設置について提案をいたします。

この議案は、地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条の規定に基づきまして、議会だよりを編集発行するものであります。委員の定数は7名でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第31 発議第2号 学校建設特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） この際、日程第31、発議第2号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。
佐藤議員。

15番（佐藤博君） 学校建設特別委員会の設置について提案をいたします。

地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、学校の建設等に関する事項の審査をするために設置をするものであります。委員定数は7名であります。
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしく願いをいたします。

~~~~~

日程第32 発議第3号 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について

議長（佐藤高清君） この際、日程第32、発議第3号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 弥富市庁舎改築等特別委員会の設置について提案をいたします。

地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、弥富市庁舎の改築等に関する事項の審査をするために設置をいたします。委員定数は10名でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま設置された特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午前11時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 那須 英 二

